鉄道事故等報告規則及び運輸安全委員会設置法施行規則の一部を改正する省令

（鉄道事故等報告規則の一部改正）

第一条　鉄道事故等報告規則（昭和六十二年運輸省令第八号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「第四号」を「第五号」に改め、第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三　踏切遮断機が設置されていない踏切道において発生したものであって、死亡者を生じたもの

（運輸安全委員会設置法施行規則の一部改正）

第二条　運輸安全委員会設置法施行規則（平成十三年国土交通省令第百二十四号）の一部を次のように改正する。

第一条第一号中「掲げる事故」の下に「（同項第二号に掲げる事故にあっては、作業中の除雪車に係るものを除く。）」を加え、同号中ハをニとし、ロの次に次のように加える。

ハ　踏切遮断機が設置されていない踏切道において発生したもので、死亡者を生じたもの

第一条第三号中「第三条第一項第四号から第七号」を「第三条第一項第二号及び第四号から第七号」に改める。

附　則

この省令は、平成二十六年四月一日から施行し、第一条の規定による改正後の鉄道事故等報告規則の規定は、同日以後に発生した同令第一条に規定する事故に関する報告について適用する。

○国土交通省令第三十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）及び道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）を実施するため、開発道路に関する占用料等徴収規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年三月二十八日　国土交通大臣　太田　昭宏

開発道路に関する占用料等徴収規則の一部を改正する省令

開発道路に関する占用料等徴収規則（昭和四十二年建設省令第二十九号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「一・〇五」を「一・〇八」に改める。

附　則

この省令は、平成二十六年四月一日から施行する。

告　示

○公正取引委員会
消　費　者　庁　告示第一号

不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第百三十四号）第十一条第一項の規定に基づき、食用塩の表示に関する公正競争規約（平成二十年公正取引委員会告示第三号）の一部変更を認定したので、同条第四項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十六年三月二十八日

公正取引委員会委員長　杉本　和行
消費者庁長官　阿南　久

一　食用塩公正取引協議会（会長　飯田　好市）の申請に係る食用塩の表示に関する公正競争規約の一部変更を平成二十六年三月十二日付けで認定した。

二　規約に係る事業の種類

食用塩の製造業、販売業及び輸入販売業

三　規約の内容

別記のとおり変更する。

四　認定の理由

規約の一部変更の内容を検討した結果、当該規約の一部変更は、不当景品類及び不当表示防止法第十一条第二項各号の認定要件に適合すると認められる。

別記

食用塩の表示に関する公正競争規約の一部を次のとおり変更する。

次の表中下線の表示部分（以下、変更前の欄にあっては「変更部分」と、変更後の欄にあっては「変更後部分」という。）については、次のとおりとする。

(一)　変更部分及びそれに対応する変更後部分が存在するときは、当該変更部分を変更後部分に変更する。

(二)　変更部分のみ存在するときは、当該変更部分を削る。

(三)　変更後部分のみ存在するときは、当該変更後部分を加える。

変更後	変更前
（必要表示事項） **第3条**　事業者は、次の各号又は食用塩の表示に関する公正競争規約施行規則（以下「施行規則」という。）に定めるところにより食用塩の容器又は包装に、次の各号に掲げる事項を一括して、外部から見やすい場所に邦文で明瞭に表示しなければならない。 (一)　（略） (二)　原材料名 使用した原材料を、次のアからウまでに定めるところにより、食品添加物以外の原材料と食品添加物に区分して、その区分ごとに、原材料に占める重量の割合の多いものから順に記載すること。 ア　塩化ナトリウムを含む原材料の名称は、次のいずれかの名称をもって記載すること。 (ア)　海水 (イ)　海塩 (ウ)　岩塩（溶解採鉱塩水及び地下塩水を含む。） (エ)　湖塩（塩湖水を含む。） (オ)　温泉水 イ・ウ　（略） (三)～(五)　（略） 2　事業者は、前項に定める表示事項とは別に、次の各号及び施行規則で定めるところにより、食用塩の容器又は包装に、次に掲げる事項を一括して、外部から見やすい場所に邦文で明瞭に表示しなければならない。ただし、表示可能面積がおおむね150㎠以下のものにあっては、当該表示を省略することができる。 (一)・(二)　（略）	（必要表示事項） **第3条**　事業者は、次の各号又は食用塩の表示に関する公正競争規約施行規則（以下「施行規則」という。）に定めるところにより食用塩の容器又は包装に、次の各号に掲げる事項を一括して、外部から見やすい場所に邦文で明りょうに表示しなければならない。 (一)　（略） (二)　原材料名 使用した原材料を、次のアからウまでに定めるところにより、食品添加物以外の原材料と食品添加物に区分して、その区分ごとに、原材料に占める重量の割合の多いものから順に記載すること。 ア　塩化ナトリウムを含む原材料の名称は、次のいずれかの名称をもって記載すること。 (ア)　海水 (イ)　海塩 (ウ)　岩塩（溶解採鉱塩水及び地下塩水を含む。） (エ)　湖塩（塩湖水を含む。） イ・ウ　（略） (三)～(五)　（略） 2　事業者は、前項に定める表示事項とは別に、次の各号及び施行規則で定めるところにより、食用塩の容器又は包装に、次に掲げる事項を一括して、外部から見やすい場所に邦文で明りょうに表示しなければならない。ただし、表示可能面積がおおむね150㎠以下のものにあっては、当該表示を省略することができる。 (一)・(二)　（略）